



金 沢 市 公 報

号外第23号の2

平成27年(2015年)9月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿福祉課)	2
●規 則		○金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境指導課)	5
○金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (長寿福祉課)	1	○金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則 (緑と花の課)	6
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則及び金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (人 事 課)	1		

規 則

金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年9月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第62号

金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例(平成27年条例第18号)の施行期日は、平成27年10月1日とする。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則及び金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第63号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則及び金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「金沢市土地開発公社」を「公益財団法人石川県音楽文化振興事業団」に改める。
公益財団法人石川県音楽文化振興事業団

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第2条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中

	3	金沢市役所・美術館地下駐車場に関する事項	を
	4	金沢市土地開発公社に関する事項	
	3	金沢市役所・美術館地下駐車場に関する事項	に

改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第64号

金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市老人福祉センター条例施行規則（昭和44年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「農園」の次に「及び十一屋生きがい交流館」を加える。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（十一屋生きがい交流館の使用の申請）

第4条の2の2 十一屋生きがい交流館のふれあいミニホール又は和室（以下「ふれあいミニホール等」という。）

を使用しようとするときは、十一屋生きがい交流館使用申請書（様式第8号の2。次項において「使用申請書」という。）を市長に提出し、十一屋生きがい交流館使用承認書（様式第8号の3）の交付を受けなければならない。

2 使用申請書の受付期間は、ふれあいミニホール等を使用する日（以下「使用日」という。）の3箇月前の日の属する月の初日から使用日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）

金沢市老人福祉センター団体使用申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住 所
 団 体 名
 代 表 者 名
 連 絡 先

金沢市老人福祉センターを使用したいので、次のとおり申請します。

セ ン タ ー の 名 称			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年	月	日 時から 時まで
使 用 予 定 人 員	人	うち男	人・女 人
特 別 室 使 用 の 有 無	有・無	有の場合	室

様式第4号(第2条関係)

年 月 日

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者 名

様

金沢市長

印

金沢市老人福祉センター団体使用承認書

年 月 日付で申請のあった金沢市老人福祉センター団体使用については、次のとおり承認
します。

セ ン タ ー の 名 称			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年	月	日 時から 時まで
使 用 予 定 人 員	人	うち男	人・女 人
特 別 室 使 用 の 有 無	有・無	有の場合	室
承認番号 第 号			

使用条件(遵守事項)

- 1 条例、規則等を守ること。
 - 2 センターの職員の指示に従うこと。
- (注) 本書は、必ずセンターの受付へ提示してください。

様式第8号の次に次の2様式を加える。
様式第8号の2 (第4条の2の2関係)

十一屋生きがい交流館使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

十一屋生きがい交流館を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的			
使 用 日 時	年	月	日 時から 時まで
使 用 予 定 人 員	人	うち男	人・女 人
使 用 室 名			
備 品 使 用 の 有 無	有・無	有の場合	(品名)

備考

- 1 申請者の住所、氏名及び連絡先欄には、複数人で使用する場合にあっては、申請者の代表者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。
- 2 複数人で使用する場合にあっては、申請者の名簿（住所、氏名、年齢及び所属を記入したもの）を添付してください。

様式第8号の3 (第4条の2の2関係)

年 月 日

申請者 住所
氏名

様

金沢市長

印

十一屋生きがい交流館使用承認書

年 月 日付で申請のあった十一屋生きがい交流館の使用については、次のとおり承認します。

使 用 目 的			
使 用 日 時	年	月	日 時から 時まで
使 用 予 定 人 員	人	うち男	人・女 人
使 用 室 名			
備 品 使 用 の 有 無	有・無	有の場合	
承認番号	第	号	

使用条件 (遵守事項)

- 1 条例、規則等を守ること。
 - 2 十一屋生きがい交流館の職員の指示に従うこと。
- (注) 本書は、必ず十一屋生きがい交流館の受付へ提示してください。

附 則

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第65号

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市環境保全条例施行規則(平成10年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項に次の1号を加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

別表第3その7の付表第1号イ中「又は」を「及び」に、「及び老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第66号

金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定による使用の許可の申請の受付は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 野球場等を使用しようとする日(以下「野球場等の使用日」という。)の2箇月前の日の属する月の初日から当該月の7日まで 抽せん
- (2) 野球場等の使用日の2箇月前の日の属する月の16日から野球場等の使用日の2日前の日(野球場の会議室並びに体育会館の会議室の第1会議室、第2会議室及び第3会議室にあつては、野球場等の使用日の前日)まで申請の順位

(金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則(平成6年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第4項中「3日前」を「2日前」に改める。

(金沢市体育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市体育施設条例施行規則(平成20年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 使用日の2箇月前の日の属する月の初日から当該月の7日まで 抽せん
- (2) 使用日の2箇月前の日の属する月の16日から使用日の2日前の日(次のア又はイに掲げる体育施設にあつては、それぞれア又はイに定める日)まで 申請の順位
 - ア 金沢市総合体育館の第1会議室、第2会議室及び第3会議室、金沢市営総合プールの会議室並びに金沢市営専光寺ソフトボール場の会議室 使用日の前日
 - イ 金沢市営専光寺ソフトボール場のグラウンド 使用日の3日前の日

(金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市スポーツ広場条例施行規則(平成20年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 使用日の2箇月前の日の属する月の初日から当該月の7日まで 抽せん
- (2) 使用日の2箇月前の日の属する月の16日から次のア又はイに掲げるスポーツ広場の施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める日まで 申請の順位
 - ア 金沢市内川スポーツ広場の少年野球場及び金沢市戸室スポーツ広場の少年野球場 使用日の3日前の日
 - イ 金沢市内川スポーツ広場のレストハウスの会議室 使用日の前日

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

平成27年(2015年)9月30日 印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)9月30日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄